

長崎大学オープンアクセス方針実施要領

2023年10月18日 附属図書館委員会承認

この要領は「長崎大学オープンアクセス方針」の実施に必要な事項を定めるものである。

(趣旨)

- 1 長崎大学（以下「本学」という。）は、長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献することを理念とする。そして、本学の研究成果を広く国内外に公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元し、地域と国際社会の平和的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(1) オープンアクセスの定義

「オープンアクセス」とは、学術雑誌論文等がインターネット上で公開され、誰もが無料で閲覧可能な状態になっていることを指す。

(2) オープンアクセスのメリット

研究成果をオープンアクセスにすることによって次のような効果が期待される。

- ・研究成果の可視性が高まり、論文が引用される可能性が高まる。
- ・研究成果を社会に還元し、世界の学術研究活動に貢献できる。
- ・研究の透明性確保にも資する。

(3) オープンアクセスの種類

【グリーン・オープンアクセス】

機関リポジトリに、出版社版または出版社版に至る前の著者最終原稿を登録し、無料公開する方法。著者の費用負担なしに論文情報が公開される。

【ゴールド・オープンアクセス】

オープンアクセスの学術雑誌に投稿する方法。出版時点から誰もが無料でアクセス可能になるが、著者が Article Processing Charge (APC: 論文出版加工料)を負担する必要がある。

本方針は、長崎大学学術研究成果リポジトリに研究成果を登録することにより、グリーン・オープンアクセスの実現を目指すものである。

(研究成果の公開)

- 2 本学は、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された、本学に在籍する教員（以下「教員」という。）による、公的研究資金を用いた研究成果（以下「研究成果」という。）を、長崎大学学術研究成果リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(1) 「教員」の範囲

本方針の対象となる「教員」は、常勤の教授、准教授、講師、助教を指す。

なお、研究員、テクニカルスタッフ、事務職員等本方針の対象とならない教職員及び大学院生が自発的にリポジトリへ研究成果を提供することも推奨される。

(2) 学外研究者との共同研究成果

学外研究者との共同研究成果も、本方針の対象となる。

(3) 他機関への異動

本学に在籍する教員が他機関へ異動した後も、在籍時に発表し、リポジトリに登録した論文は引き続き保存・公開する。

(4) 公的研究資金の定義

公的研究資金とは、競争的研究資金、公募型の研究資金および運営費交付金等をいう。

(5) 公開方法

リポジトリ以外にも、研究成果をオープンアクセスにする方法はあるが、本学が責任をもって研究成果を保存し、かつ恒久的なアクセスを保証するため、研究成果はリポジトリによって公開する。

(6) 著作権

リポジトリへの登録によって、研究成果の著作権が移転することはない。

(適用の例外)

3 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切であるとの申出が教員からあった場合、本学は当該研究成果を公開しない。

著作権等のやむを得ない理由によりリポジトリによる公開が不適切であるとの判断は、教員が行う。申出の際には、その理由を付すこととする。

【公開が不適切な場合の例】

- ・研究成果の著作権を出版社等に譲渡しており、著者最終稿を含むあらゆる版の公開が著作権者により許諾されない場合
- ・共著者の合意が得られない場合
- ・研究成果が個人情報やプライバシーに関する内容を含み、インターネット上での公開が不適切な場合
- ・出版社版と異なる版の公開を差し控えたい場合
- ・捏造、改ざん、盗用、剽窃等、研究活動における不正行為があった場合

(適用の不遡及)

4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

本方針は、策定日（2023年10月18日）以降に出版された研究成果に適用する。本方針が策定されるより前に出版された研究成果も、本学研究成果の保存の観点から、またオープンアクセス推進の観点から、公開を推奨する。

（リポジトリへの登録）

5 教員は、研究成果について、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「長崎大学学術研究成果リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

（1）リポジトリ登録が許諾される適切な版

リポジトリへの登録が許諾される版は掲載誌によって異なるため、出版社の著作権規程や著作権譲渡書などにより次の事項を確認する。申請者が確認できない場合は図書館担当者が確認を行う。

- ・リポジトリでの公開可否
- ・リポジトリでの公開が可能な原稿の版
- ・リポジトリでの公開禁止（エンバargo）期間
- ・著作権表示、出版社へのリンクなどのリポジトリ登録に際しての条件

（2）共著者の同意確認

共著論文の場合、リポジトリ登録について必ず共著者全員の同意を得た上で研究成果を提供する。

（3）提供時期

教員は、研究成果公表後できるだけすみやかに、附属図書館にリポジトリ登録申請（電子メール、Webフォーム）を行う。その後、附属図書館からの求めに応じて、リポジトリ登録が許諾される版を附属図書館に送付する。出版社のポリシーにより公開禁止（エンバargo）期間が定められている場合は、リポジトリの公開制限機能を用いて指定した日まで公開を保留する。

なお、部局等が発行する紀要等の出版物については、発行部局等の依頼に基づき、附属図書館が一括登録するため、教員からの申請は不要とする。

（その他）

6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

本項は、本方針の実施に際し、学内関連部署や出版社等との調整が必要となる可能性を想定したものである。

【本実施要領についての問い合わせ先】

長崎大学附属図書館 学術コンテンツ担当
libcon@ml.nagasaki-u.ac.jp